

Title	菊池栄一 宮沢浩一 訳 『一法律家の生涯』 : P・J・アンゼルム・フオイエルバハ伝 (ラートブルフ著作集第七巻)
Sub Title	G. Radbruch : Paul Johann Anselm Feuerbach, translated by E. Kikuchi & K. Miyazawa
Author	伊東, 乾(Itō, Susumu)
Publisher	慶應義塾大学法学会
Publication year	1963
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.36, No.8 (1963. 8) ,p.86- 93
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19630815-0086

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

紹介と批評

菊池栄一
宮沢浩一 訳

『一法律家の生涯』

—— P・J・フアンセルム・フォイエルバッハ伝 ——
(ラートブルフ著作集第七巻)

一 わが国でフォイエルバッハというと、普通には、マルクスやエンゲルスに大きな影響を与えた無神論の哲学者 Ludwig Andreas Feuerbach (1804-1872) が思いおこされる。「人はその食する所のものなり (Der mensch ist, was er isst)」というよく知られた警句は、この人の筆から出たものであった。

だが、法律家は、もう一人の別のフォイエルバッハを知っている。心理的強制の理論に基づく刑罰Ⅱ一般予防説をとなえ、罪刑法定主義を確立して、客観主義の刑法理論を組織し、「近代刑法学の創始者」といわれる Paul Johann Anselm von Feuerbach を、法学の教科書が刑法理論の歴史から逸することはできないからである (団藤刑法綱要総論一六頁)。「法律なければ刑罰なし (Nulla poena, sine

lege)」という有名な公式は、「ラテン語で表現されているが、ローマ法起源のものではな」く、P・J・フォイエルバッハが一九世紀に作りだした表現であつた (同上三一頁、三三頁)。彼によれば、刑法は「犯罪者から市民を守るだけではなく国家権力からの市民の擁護をも実現し、犯罪者から国家を守るにとどまらず犯罪者をも国家から守」らなければならない (本書一五頁)。法律といふかような「第一の限界とならんで国家的刑罰権への第二の限界は行為である。……人格は考慮にいれずに」ただ、法侵害の多寡によつてのみ刑罰がとりおこなわべきこと」が要求される。且つ、第三に、評価は「厳密に刑法的でなければならない……。刑法にかかわりのあるのは、背徳でも背教でもなくて、もつぱら法を犯すということである」 (同頁)。「時の歴史によつてになつた法治国の理念」に適合し、彼の刑法教科書は、「一四版を重ね、一九世紀半ばまで、刑法における大学の授業を支配」し (三頁、五頁)、彼の学説は「第一九世紀の前半を通じて、ドイツの刑法学界を風靡したのであつた」 (団藤一六頁)。同時に、しかし、P・J・フォイエルバッハには、立法上にも、大きな功績を帰せしめなければならない。一八一三年のバイエルン刑法典は彼の縋骨の苦心によつて成つたものだからである。この刑法典は、「たといかなる批判を加えうるにもせよ、またその後加えられたにもせよ、とくにその形式、法律用語、法律技術の点で偉大であり画期的であり模範的であ」つた (本書一三四頁)。「バイエルン以外でもこの法典は熱狂的に受け容れられた。オルデブルクは一八一四年わずかな変更を加えて早くもそれを自己の刑法

典にした。すべてのドイツ諸州の刑法草案・刑法典およびスイスの若干の州のそれは、多かれ少なかれ、フォイエルバッハの草案の影響をうけていた。外国においても、一八一〇年のフランス刑法典と競いあい、成果をあげないでもなかつた。スウェーデン、ギリシヤ、アルゼンチンなどは、或時期、或る形において、この刑法典の影響下にあつた(28頁)。こうして歴史に刻み目を残した男、それがP・J・フォイエルバッハである。

前記・哲学者L・フォイエルバッハは、この法律学者P・J・フォイエルバッハから生まれた。ハムブルクが中央停車場近くの美術館に有名な「マンドリンをひく女」を展示して記念し、ミュンヘンがイーザル河近くのシヤック伯記念画廊に代表作「メデアー」その他を所蔵して愛惜する、ドイツ御自慢の画家 Anselm Feuerbach (1829-1880) も、また、法律家フォイエルバッハの孫の一人であり、哲学者フォイエルバッハにとつては、その甥にあたる。「数代にわたる遺伝を論ずるとき」にも、「フォイエルバッハ一家は、そのすぐれたケースの一つとして、常に引用されるのを例とする」(序2頁)のである。

二 P・J・フォイエルバッハは、一七七五年、イエーナ近郊ハイニヒェン(現在東独)で生まれた。父親は、のちに弁護士を開業した二〇歳の法科大学生、母親は、イエーナ市の小役人の娘で当時二三歳、ふたりの間にはまだ正式の婚姻がなかつた。彼等はフォイエルバッハ二歳の年に結婚を登録、家族が一緒に暮らすようになったのは更にそれから暫くしてからのことであつた。両親の膝下でフ

ランクフルトに過ごした十数年の少年時代は、必ずしも暖く倅せなものではなかつたように思われる。歳一七の秋、フォイエルバッハは、「父によつて他のある婦人が自分の母親よりも愛されるのを傍観しなければならなかつた。この婦人と口論のさい、彼の苦勞して我慢し、毎日新たにはぐくんでいた憤懣が激情的に、かつ激しく爆発した。彼は我を忘れて婦人の顔をなぐつた。この手の速い行為が彼の運命を決定した。息子は父親の面前に出ることができなくなつた。……かくて彼は、両親の家を離れ、ふたたびそこにもどらなかつた」(本書二頁)。

一七九二年の暮、フォイエルバッハは、絢爛たる教授陣を誇りその最盛期にあつたイエーナ大学に入学した(一七歳)。彼は、ここで、何よりも、「ラインホルトの哲学史、論理学、形而上学、美学の講義を聴講した。彼はラインホルトによつて、哲学、ことにカント哲学に魅了された」(28頁)。早くも一七九四年の暮には処女論文「自然の状態について」が発表されるが(一九歳)、すぐこれに続く三つの論文とともに、これは、フォイエルバッハ初期の志が哲学に向けられていたことを証明する。しかし、ラインホルトの影響は、彼をして、法哲学の問題にも特別な注意を向けしめ、法の概念を扱つた一つの論文が執筆せられたのち、一七九五年(二〇歳の年)に出現したフォイエルバッハ最初の著作は、『自然法存在と妥当性に反対する唯一可能な証明根拠について』と題せられていた。

その頃、彼は、二歳年長の城番の娘エーファ・ウィルヘルミーネ・トレースタアを愛した。「ミンナよ、私は貴女を愛している。

……貴女なしには生きることができません。……ミンナよ、私は夢中だ」(65頁)。実は、城番をしていた彼女の父は、ザクセン・ワイマール大公エルンスト・アウグストの落胤であつた。従つて、彼女のうちには、「ゲーテの仕えたカール・アウグスト大公と同じ血が流れていたのである」(67頁)(カールはエルンストの孫にあたる、跋68頁)。彼女は「たんに家庭教育しか身につけず、村の学校を卒えただけではあつたが、身についた良識をもち、生活や読書がもたらしたさまざまな刺激について、軽快な理解力をもつていた。……彼女はなんら破綻のない生活統一、朗らかな安らぎ、自然的な豊かさを体現していた」(67頁)。最初の著書の翌年、フォイエルバッハ第二の著作『自然法批判』公刊の九箇月のちに、ふたりの間には「健康な、容姿のいい子供」が生まれたが(68頁)、嬰兒を儲けたこの男女が正式に結婚したのは、更にそれより一年七箇月のちのことであつた(69頁)。

父親になる前後から、フォイエルバッハは、研究の対象を、哲学から法学へ切換えた。のちに息子に与えた手紙のなかで、彼は、「おまえのお母さんとおまえとを養ふために、哲学よりも速く、仕事と収入をもたらししてくれる学科に手をつける必要があつた。そこで私は、急ではあるが、しつかりした決意でもつて、愛する哲学から厭うべき法学に転向した」といつているが(69頁)、既に法哲学に関心をもち、早くから法学部にもフーフェラントという崇敬する人物を見出していた彼にとつて、この転向は、決して不自然ではなかつたであらう。彼は、今や、「鉄のようなエネルギーで法学研究に

身を捧げた」(69頁)、学ぶこと二年、哲学的かつ法学的な第三・第四の著作と、一、二の刑法に関する論稿のち、「自由の抑圧された生活による軽減事由」という論文で、法学博士の学位を獲得、その三箇月のちの一七九九年四月には、早くも浩瀚な刑法の著作『実定刑法の原理および根本概念の省察・第一篇』を公刊して、みごとに転向を完成した。「博士の学位授与は同時に『いかなるときでも彼に教壇が開かれるであらう』という約束を含んでいる。フォイエルバッハは法学の博士と同時に」イエーナ大学の「私講師になつた」。彼は「一七九九年夏学期をはじめとして、講義を開始したのである」(69頁)。時に年齢は二三歳。

グロールマンとの論争を通じ、これに優勝して、フォイエルバッハが彼の刑法理論を不動のものとしたのは、その私講師時代においてであつた。「刑法法規は刑法の附随現象であり、刑法の決定的な目的は行刑のなかで実現される」と相手方がいうのに対して、「刑法法規が主なのであつて、行刑は刑法のためにのみ存する」と彼は主張した(69頁)。それは、同年生まれの若い学者の間で戦われた熱情に燃えた「恍惚としてしまうような」論争であつた。そして、若い学者の論争が、学問の歴史を決定した。前記『省察』の第二巻、『保全の手段としての刑法』および数多くの論文をへて、一八〇一年(二五歳の時)には『ドイツ刑法教科書』が出現し、フォイエルバッハ自身は、この間に、員外教授をへて、正教授になつてゐた。一八〇二年(二六歳の時)、彼は、招かれてキール大学に移つた。ここで新たに民法への関心が示されたほか、「刑法史にとつても、

また著者の生涯にとつても一転機を画することになったあの著書『クル・プファルツ・バイエルン州刑法典に関するクラインシュロート草案批判』はキールで執筆されたものであつた(25頁)。

一八〇四年(二八歳の時)、更に招かれてランズフートに移つたが、幾干もなくして人と衝突、翌五年、突如として彼の人生行路は変針した。時に年齢は三〇歳。司法・警察部の員外秘顧問官補に任じられて、ミュンヒェンに移り、「フオイエルバッハは、大学の教壇を永遠に去つた」(116頁)。

その後の官職の変転は目まぐるしい。地位はあがり、肩書は重畳した。果たした仕事は立法と司法とであつた。仕事の一つ一つが文章として沈澱せしめられ、夥しい著書と論文が山をなした。中で特にあげるべきものは、一八〇八年(三二歳)の『重要刑事事件集』の公刊、一八一二年(三六歳)の『立法論文集』の公刊、一八一三年(三七歳)の貴族名簿登録とバイエルン刑法典の完成・公布、一八一四年(三八歳)のバンベルク控訴院第二長官就任、一八一七年(四一歳)のアンスバツハ控訴院長官への就任、一八一九年(四三歳)の騎士叙任、一八二一年(四五歳)の『公開主義および口頭主義』の公刊、一八二五年(四九歳)の『フランスの裁判所構成と裁判手続』の公刊、などであろう。この間、フオイエルバッハは、ナネット・プルンネルと八年間の内縁関係をもち、彼女の死去まで、五年間(四六歳まで)、妻とは別居の生活をつづけている。

これらの仕事の背後に、「彼の学問的全生涯をつうじてつきまといつていた仕事」、すなわち大規模な比較法の研究があつた(285頁)。

紹介と批評

或時は「彼の公用のメモのなかに」「ビルマの都市イメラボウラやオタヒチの世襲貴族までもが迷いこんでいた」し(286頁)、また或時には「自分はヒンズーの法体系についての仕事にはげんでいる」と手紙に書いた(287頁)。彼は、「比較法学がのちに発展していつた二つの枝、すなわち、一つには法政策的意図で近代法を比較すること、もう一つにはもっぱら理論的な興味の人類学的法学を比較することに、均等に奉仕した」(288頁)。これこそは「当然彼のライフ・ワークとなるはずであつた」が(289頁)、「その課題はあまりにも巨大であり、当時の補助手段はあまりにもとぼしかつた」。あとには、遺憾なことに、「未完の作品の雄大な残骸」が残されるにとどまつたのである(289頁)。

晩年の彼の心を捉えたものに、自然児カスバル・ハウザアの出現があつた。これは、素姓の知れない捨て子であつて、一八二八年ニュルンベルクに現れ、打見たところ、外界から遮断し密室で育てられた少年と思われた。詐欺師だという者もあれば、高貴の出身だという者もあり、暗殺を企てる者まで登場して、一頃、世間の興味を一身に集めたのであつた。真相は今日までついに明かになっていないが、フオイエルバッハはカスバルに「詩」を感じてこれを擁護し、奇妙な程、熱心に、その庇護に奔走した。『カスバル・ハウザア、人間の精神生活における一犯罪の例』(一八三二年・五六歳)、『カスバル・ハウザア回想録』(同年)などは、その経験からの沈澱である。

一八二九年、フオイエルバッハは卒中の発作に見舞われた。一八

三二年、二度目の発作。翌三三年五月二七日、「聖霊降臨節の月曜日にフォイエルバッハはケーニツヒシュタインへ遠乗りに出かけた。……帰路、卒中が彼を襲った。……彼はもどかしげに紙と鉛筆を手探りし、つぎの言葉を書いた。『ああ神よ、私は死にます』。そして二九日の午前二時、「彼の生命の炎の最後の火花が消えた……」(93頁)。享年は五七歳六箇月。福沢論吉誕生の前々年の逝去であった。

三 『パウル・ヨハン・アンゼラム・フォイエルバッハ、或る法律家の生涯』(一九三四年)は、碩学、故ラートブルッフ教授によるフォイエルバッハの伝記である。教授は、「十数年間、フォイエルバッハ家に伝わる草稿、書きちらし、手紙、メモ類が一ぱいにつまみ木製の大きな物入れ」を手許におき、「これ等をたんねんに読んではメモをとつて居られ」たが、「幸か不幸か、教授が一切の公的活動から追放されることによつて」「暖めに暖めた年来のテーマと材料」が「体系的にまとめ」られる機会をもつたのであつた(序910頁)。

そこには、実にみごとに、フォイエルバッハの性格が活写せられている。「このドイツ観念論の時代の最大の刑法学者」は、たしかに稀代の天才であり、「自由の理念」に突き動かされた無類の「熱血漢」でもあつたが、気短かで「無規律で、不愉快な男」たるを免れることができなかった(14, 115, 156, 173頁)。彼は、また、「勲章獲得のための骨折りを恥とせず、バイエルン、ロシア、ワイマルおよびヴェルテンベルクの四つの星型勲章、彼自身の爵位、後年得た閣

下の称号、ミュンヘン・アカデミー名誉会員、ロシア法律委員会顧問等の顯職に重きをおき、著書の肩書にも位階勲等を麗々しく連ねることを怠らなかつた」(96頁)。ひとたび良い地位の期待が生じるや、みずから要求の手紙もかき、他人にも画策を強請し、「自分は『名誉により、名誉のために生きる男であり、もしそうならなければ敵の嘲笑の的になる』と」称して、彼は、獲得に「全力をつくしたのであ」つた(115頁)。

他方、ラ教授の評伝は、フォイエルバッハを、また、よく歴史の流れにおいて捉えている。フォイエルバッハの生きた五十年は、まさに世界史の激動期に當つていた。その誕生はアメリカ独立戦争の始まつた年であつたし、フランス革命は彼が十三歳の時の出来事であつた。ナポレオンが帝位に即いたのは彼がキールからランスファートに移つた年であつたし、その終焉はロシアがポーランドを併呑した直後のことであつた。フランス人の軍靴高鳴るフランクフルトの町で一七歳のフォイエルバッハが秘かにイエーナへの逃亡を企てる劇的な姿は、全篇に繰返される運命劇の一齣である。

勿論のことながら、ラ教授の史記は、学説史という視角において、最も鮮かである。前記グロルマンとの論争の、いかに活き活きと再現されていることか。「熟考せられた弁証法、修辭的な説得力、自分よりも大きかつた論敵のより強い学問的性格がフォイエルバッハを勝たせたのではない。時の歴史によつてになつた法治国の理念が彼の側について戦つたがゆゑに、その理念が論敵によつても原則として認められつつ、しかも法治国の要請と矛盾する彼の論議

を内面から弱めたがゆえにこそ、フォイエルバハは勝利をはくしたのである」。その後の学説の推移に言及することも忘れられていない。「グロールマンの敗北はまさに悲劇的である。というのは、一世紀もしないうちに、リストの統率のもとに、グロールマンによつてすでに主張されていた行為者刑が、フォイエルバハから発する行為刑にたいし勝を収めるということになるのであるから」(3頁)。歴史学派の泰斗サヴィニイとの出会いも興味深い。「あなたは占有に関するサヴィニイの傑作をお読みにになりましたか」と、フォイエルバハはフリーフェラントに書いた。「クラーメルは「二〇年このかた、民法でこのような本は書かれたことがない」と申しました。私は五〇年来と言わねばならないと思います」(66頁)。彼は日記のなかでサヴィニイを「学問の巨人」と呼んだ(100頁)。その「学問の巨人」の「立法および法学に関する現代の使命について」に対しボルストの著書に寄せた序文のなかで彼が挑戦したとき、「サヴィニイはこれに皮肉な昂然とした口調で答へ」たのであつた(88頁)。「歴史は時代精神に裨益したサヴィニイの説に勝利をもたらしした。後代あきらかになつたことであるが、もし歴史がフォイエルバハに従つていたならば、多くの点で法の発展に裨益したことであろう」とラ教授が説く部分は(88頁)、前出グロールマンとの論争を説く部分と対比するとき、歴史というものの意味さえも考え直させられる思いがする。

そして、何よりも、ラ教授の評伝の行間には、「人間“への関心と愛情が脈打っている。『重要犯罪の記録による叙述』という専門

的な著作さえ、「時代の鏡」と評せられるにとどまつてはいない。また、これを、ショルツとともに、「ドイツ文学の古典的作品のひとつ」と評価するにも、とどまつてはいない。「それは、フォイエルバハ自身の人格を反映する鏡」であつた。「なんとヴェスビオ的な熱情」。「しかしまたこの奔放な他人の激情にたいして、容赦のない敵對主義と、さらには毅然たる自己確信とをもつて裁きうるこの男のうちに、なんと仮借のない自己批判がひそまずにいられたかつたことか！」(204頁)。我々が帽を脱がなければならないのは、ラ教授の、この、篤い「人間」への信頼と、暖い「人間」の包容である。

教授のフォイエルバハ伝が、伝記中の白眉たることは、疑うことができない。

四 『菊池栄一・宮沢浩一共訳、一法律家の生涯——P・J・アゼセルム・フォイエルバハ伝(ラートブルフ著作集第七卷)』(昭和三八年一月)は、エーリク・ヴォルフが増補を施した一九五七年の第二版によつて、故ラートブルッフ教授のフォイエルバハ伝を日本語に移したものである(引用頁数が算用数字のものはこの訳書の頁数を示す)。

おふたりが、どういう風に訳業を分担されたのかは、明かにされていないが、蓋し、フォイエルバハ伝が、最適の訳者をえたことは、疑の余地がない。菊池教授が著名なドイツ文学者であることは今さら言うまでもないことだが、他方、宮沢助教授は、ラートブルッフ教授夫人とも親交のある優れた刑事学者で、同氏が、ドイツ語

に堪能であるとともに、故ラートブルッフ教授に傾倒しておられることは、周囲の者のよく知る所だからである。

訳書は、まことに、親切且つ周到に作られた。原書の写真は肖像一葉にすぎないのに、訳書の巻頭には数葉の写真が掲げられ、長文の訳者まえがきには、フォイエルバッハ伝成立の事情、とくに教授夫人から教授の著作に尽くした美しい蔭の貢献が明かにされている。本文には、原著の目次と柱とから割出して、段落ごとに小見出しがつけられ、原註も補註も悉く訳出された。巻末の、年表と著作録、あとがき、一般的補足、編者による文献の補足、書評リスト等が、これまた悉く訳出されているばかりでなく、詳細な訳者による文献の補足が掲げられ、書評リストにも邦語文献が加えられ、索引も訳書の頁数に引直して附載されている。最後にこれも長文の跋を掲げ、序の解説、文休、思想的背景などが解説されているその構成は、訳書として間然する余地がない。「知己」が「知己」になつていたり(28頁)、言葉のかぎの落ちてゐる所があつたり(29頁)、「あて」が「てあ」と顛倒してゐたり(128頁)、「ランズフートを逃亡」が「ランズフートに逃亡」となつてゐる(年表238頁)というような小瑕瑾を除いては、誤植の気がないのも見事である。

訳文またすこぶる流麗。達意・正確の点もほぼ中分なく、おおむね安んじて、原著を離れ、訳書にだけ頼ることが許される。

尤も、「五年三ヵ月後になつてはじめて、やむをえない理由から、すなわち、両親は結婚の体裁をととのえるにいたつた」(9頁)というのは、恐らく、「一年三ヵ月後になつてはじめて、仕方なしに、

両親は夫婦になつた」というのが本当であろうし、「法的評価と道徳的評価との区別、これができるだけ対立的におくという思想も、真の自由主義的概念である」(28頁)というのは、恐らく、「法的評価と道徳的評価とは別のもので対立することさえあうる」というこの思想も、一つの真に自由主義的な考え方である」という方が適切であろう。「この手紙は」母親の「唯一の立証証拠である」(29頁)というのは、「唯一の記録文書である」ということではないかと思われるし、「刑罰が前もつて法律中に規定されているならば、すでに法を破る傾向のある者を現実的な犯行から威嚇することが合目的ではあるが、これは刑罰の本質にとつてはかならずしも必要ではない」(29頁)というのは、「……ならば、このことは、……ある者を威嚇して実際に犯行させないためには儘かに合目的だが、刑罰の本質にとつて必要なわけではない」ということではあるまいか。「たしかに、はげしい幸福の瞬間、これは彼らのあいだの重苦しい気分と苦痛の日々、週日と同じく、荒々しくもまたはげしい。だが」(104頁)というのは、多分、「たしかに、強く烈しい甚幸の時間もあつたし、その間に不快と傷心の幾日幾週もあつた。しかし」というのが真義であろうし、「ほかに異なることのない一般の農民」(22頁)というのは、多分、「普通の愚直な百姓達」という方が真義に近いであろう。「私は悪戦苦闘してゐる」(28頁)というのは、「私は万難を排しても進みますぞ」とある方が分かりやすいであろうし、「まあ一度来てごらんさい。そして青と白以外の色をおびることを御期待あれ」(22頁)というのは、「……そして我々に青

と白（バイエルンの旗をかつぐように要求してみろがよろしい」という意味なのではあるまいか。たしかに、改訳の余地はないでもないように思われる。編者と二人の訳者とが口を揃えていうように、「若い法律家のたましいを法学に親しませる最良の方法は、彼らに偉大な法律家の伝記を読ませることであ」り、そのためにフォイエルバッハ伝が適切だというなら、書籍そのものを（せめて原著の程度に）小さく軽いものとするこのほかに、訳文も、総じて、もつともつと易しい言葉で綴らるべきであつたらう。だが、出来上つたものを前にして、瑕疵を見出し、註文をつけることは、すこぶる易しい。問題は、誰が最初に「日本の文化財」に一書を加えるかということである。

人は、原著なしに、この訳書をよんで、充分にフォイエルバッハを知り、その時代を知り、神の摂理を知ることができる。人は、日本語によつて、叙智に与り、感動を覚えることができる。これは、翻訳の成功といわなければならない。指摘した瑕疵およびこれに類する瑕疵が、仮に指摘者側の正しくして、真実瑕疵であつたにしても、瑕疵は、しかく、小さな瑕疵にすぎない。

原著が優れた作品であることは既に言つた。訳書は、かくて、「日本の文化財」に、美事な拡がりを附加したものだといえる。

菊池、宮沢兩教授のこの訳業は、まことに立派な仕事であつた、と私は考える。（写真のほか、前置二八頁、序および目次六頁、本文三二二頁、後置三八頁、索引一〇頁、東京大学出版会発行。九八〇円）

（伊東 乾）

R. Pelhybridge :

A Key to Soviet Politics

The Crisis of the Anti-Party Group

Frederick A. Praeger, New York,

1962, 209 pp.

R・ペースイブリッチ著

『ソヴェト政治の鍵』

——反党グループに因る危機——

一九五六年二月の第二〇回党大会の終幕におけるいわゆるフルシチョフの秘密演説がその年の六月にアメリカ合衆国の國務省によつて公けにされた直後、この秘密演説を論評したI・ドイッチャーは、党大会開会当日のフルシチョフの演説とその一〇日後になされた秘密演説とを比較したときに見られる両者の著しい差異・対照から、党および国家の最高指導者層内部における権力闘争の新たな局面への発展を予見していたが、事実、その後間もなく権力闘争は極めて明白な姿で現われている。すなわち一九五三年三月スターリン死後のクレムリン内部における権力の系列化・闘争が集団指導制の装いの下に進行し、一九五七年の六月にその最終段階に達した。當時すでに首相（閣僚會議議長）と黨書記（書記局委員）のポストを失